一　次号から第五号までに掲げる職員以外の職員　平成十九年から平成二十二年まで及び平成二十七年

二　平成二十六年四月一日（以下この項において「基準日」という。）において四十六歳に満たない職員（次号から第五号までに掲げる職員を除く。）　平成十九年から平成二十一年まで及び平成二十七年

三　基準日において四十五歳に満たない職員（次号及び第五号に掲げる職員を除く。）　平成十九年、平成二十年及び平成二十七年

四　基準日において四十歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。）　平成十九年及び平成二十七年

五　基準日において三十八歳に満たない職員　平成二十七年

（人事院規則九―八―五七の一部改正）

3　人事院規則九―八―五七（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十六年四月一日（以下この項において「調整日」という。）以後」を「規則九―一三七（平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の特例）の施行の日から平成二十六年十二月三十一日までの間」に、「同日において」を「平成二十六年四月一日（以下この項において「調整日」という。）において」に改め、「（当該遡った日が同日の属する年の十一月一日（特定職員にあっては、同年の十月一日）以後である場合にあっては、同年の翌年の一月一日）」を削る。